

## 綾瀬市自治会館修繕等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市自治会館条例（昭和53年綾瀬町条例第12号）に基づき設置された自治会館の修繕等について、必要な事項を定めるものとする。

### (修繕等の範囲)

第2条 修繕等の範囲とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 通常の使用において生じた施設に係る修理及び補修
- (2) 設備に係る修理、補修及び交換
- (3) 天災、その他不測の事態により生じたもの

2 前項の規定にかかわらず、その原因が使用者の責にあると認められるものは除く。

### (修繕等の申請)

第3条 自治会長は、前条に規定する修繕等の必要が生じた場合は、自治会館修繕等申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

### (修繕等の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、書類審査及び現地調査を行い、その適否を決定し、自治会館修繕等決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により、修繕等の必要があると決定した場合には、予算の範囲内で速やかに修繕等を行うものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、自治会館の修繕等について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成元年1月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

自治会館修繕等申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 自治会長

綾瀬市自治会館修繕等に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 修繕等の箇所
- 2 修繕等の内容

